

# I 計画の基本的考え方

## 1 改定の趣旨

現在、我が国では、急速に少子・高齢化が進み、人口減少社会を迎えています。神奈川県では全国で一、二を争うスピードで高齢化が進んでおり、また、あわせて少子化が進展していることから、総人口は2018年をピークに、その後減少することが見込まれています。

日本経済が持続的に発展し、社会の活力を維持するためには、一人ひとりが、性別にかかわらず、その個性と多様な能力を十分に発揮できる社会の構築が不可欠であり、中でも女性の活躍推進は、政府の最重要課題の一つとして位置付けられています。

2015年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、現在、地方自治体を含む各事業主には女性の活躍に向けた着実な取組みが求められています。

しかし現実には、未だに女性の約2人に1人が第1子の出産を機に離職しており、中でも本県は、長時間労働や日本一長い通勤時間などにより、仕事と家庭の両立は容易ではなく、2015年の国勢調査の結果では、年齢階級別の女性の労働力率を表すM字カーブの底の値、深さとも全国最下位となっています。労働時間と通勤時間の長さは、夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短い要因ともなっており、男女ともにワーク・ライフ・バランスが取りにくい状況が続いています。

政府は「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を掲げていますが、このM字カーブに象徴される女性の就業継続の難しさは、そのキャリア形成を阻み、本県でも、女性の活躍や政策・方針決定過程への女性の参画は、未だ十分とはいえない状況にあります。

また、配偶者等からの暴力に関する相談件数は依然として多く、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性も増加しているほか、近年では若年層の女性を対象とした、いわゆる「JKビジネス」など、新たな課題も浮上してきています。

県は、2003年5月に男女共同参画社会基本法に基づく計画として、「かながわ男女共同参画推進プラン」(以下「プラン」という。)を策定し、その後、2008年3月、2013年3月の2度にわたり改定を行いながら、施策を進めてまいりましたが、男女共同参画社会を実現するためには、依然として多くの課題が残されています。

こうした背景を踏まえ、女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、より実効性のある取組みを行うため、プランを改定します。

## 2 計画の性格

プランは、男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。

このプランは、県の総合計画である「かながわブランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画です。また、2015年に制定された女性活躍推進法の趣旨に資する部分については、同法に基づく都道府県推進計画として位置付けます。

## 3 計画の期間

2018年度から2022年度までの5年間とします。

## 4 計画の 進行管理

このプランでは、数値目標を設定し、毎年度、その進捗状況について、神奈川県男女共同参画審議会から評価をいただくとともに、それらの結果を年次報告書として取りまとめ、公表します。